

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第33号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条中「，児童相談所」を削り，「知的障がい者更生相談所」の次に「，児童相談所」を加える。

第5条地域・魅力創造部広報課の項の次に次のように加える。

2019年開港150周年推進課

第5条観光・国際交流部国際・広域観光課の項を次のように改める。

国際・広域観光課 そらうみ誘客推進室

第5条福祉部こども未来課の項及び福祉部保育課の項を削り，同条福祉部保険年金課の項の次に次のように加える。

こども未来部

こども政策課 企画管理係 育成支援係

こども家庭課 給付管理係 母子保健係

保育課 管理係

第5条都市政策部港湾課の項を次のように改める。

港湾空港課

第5条都市政策部空港課の項を削り，同条下水道部経営企画課の項中「管理係 経営企画係 経理係」を「経理係」に改める。

第6条地域・魅力創造部政策調整課の項中第10号を第11号とし，第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

（5）新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部に関する事項

第6条地域・魅力創造部新潟暮らし奨励課の項を次のように改める。

新潟暮らし奨励課

新潟暮らしの創造推進に係る企画，調査研究及び調整に関する事項

第6条地域・魅力創造部広報課の項の次に次のように加える。

2019年開港150周年推進課

新潟開港150周年に係る事業の総合調整に関する事項

第6条文化スポーツ部スポーツ振興課の項中第11号を第12号とし，第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 障がい者の競技スポーツの振興に関する事項

第6条観光・国際交流部国際・広域観光課の項に次の1号を加える。

(4) 新潟港及び新潟空港の旅客利用促進に関する事項（都市政策部港湾空港課の所管するものを除く。）

第6条福祉部こども未来課の項及び福祉部保育課の項を削り，同条福祉部障がい福祉課の項第34号中「事項」の次に「（文化スポーツ部スポーツ振興課が所管するものを除く。）」を加え，同条福祉部地域包括ケア推進課の項第2号中「介護予防事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に改め，同条福祉部保険年金課の項の次に次のように加える。

こども未来部

こども政策課

(1) 部の事務事業の総合調整に関する事項

(2) 部の予算及び決算の総括に関する事項

(3) 子ども・子育て支援に関する総合的な施策の企画及び調整に関する事項

(4) 子ども・子育て会議に関する事項

(5) 児童福祉施設の整備計画に関する事項（保育課及び福祉部障がい福祉課の所管するものを除く。）

(6) 児童福祉施設の認可に関する事項（保育課及び福祉部障がい福祉課の所管

するものを除く。)

- (7) 子どもに関する相談の総括に関する事項
- (8) 児童虐待防止対策及び要保護児童等対策の総括に関する事項
- (9) 乳児院の管理及び運営に関する事項
- (10) 児童厚生施設等の総括に関する事項
- (11) こども創造センターに関する事項
- (12) 放課後児童健全育成に関する事項
- (13) 私学振興に関する事項（保育課の所管するものを除く。）
- (14) ファミリー・サポート・センター事業に関する事項
- (15) 部の他の課及び機関の所管に属しない事項

こども家庭課

- (1) 児童手当及び児童扶養手当に係る事務の総括に関する事項
- (2) 妊産婦医療費助成，こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事務の総括に関する事項
- (3) 母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る事務の総括その他ひとり親家庭等の支援に係る事務の総括に関する事項
- (4) 母子生活支援施設及び助産施設の入所等に係る事務の総括に関する事項
- (5) 母子生活支援施設の管理及び運営に関する事項
- (6) 母子保健の総括に関する事項
- (7) 療育医療に関する事項
- (8) 養育医療に関する事項
- (9) 自立支援医療（育成医療に限る。）に関する事項
- (10) 小児慢性特定疾病に関する事項
- (11) 小児慢性特定疾病審査会に関する事項
- (12) 特定不妊治療等に関する事項

(13) 先天性代謝異常等の検査に関する事項

(14) 児童の発達支援に関する事項

保育課

(1) 保育施策の企画，調査及び連絡調整に関する事項

(2) 教育・保育施設及び地域型保育事業（幼稚園を除く。以下「保育園等」という。）の施設整備に関する事項

(3) 保育園等の認可に関する事項

(4) 保育指導に関する事項

(5) 保育園等の職員研修に関する事項

(6) 保育園等に係る給食に関する事項

(7) 保育園等に係る保健衛生の総括に関する事項

(8) 保育料の総括に関する事項

(9) 保育園等及び幼稚園への給付及び助成に関する事項

(10) 私学振興（幼稚園及び認定こども園に限る。）に関する事項

(11) 認可外保育施設に関する事項

(12) 地域の子育て支援等に関する事項（新潟市民病院の所管するものを除く。）

第6条農林水産部食と花の推進課の項に次の1号を加える。

(5) 食文化創造都市の推進に関する事項

第6条都市政策部港湾課の項を次のように改める。

港湾空港課

(1) 新潟港及び新潟空港の振興に関する事項（観光・国際交流部国際・広域観光課の所管するものを除く。）

(2) 新潟港及び新潟空港の整備促進に関する事項

(3) 新潟港海岸の利用及び活用に関する事項

(4) 新潟港海岸の整備促進に関する事項

(5)
 新潟空港周辺環境対策に関する事項

第6条都市政策部空港課の項を削り，同条土木部土木総務課の項第8号中「財産活用担当部長」を「財務部長」に改め，同条財務部財務課の項第11号中「総務部行政経営課」を「都市政策部技術管理センター技術管理課及び総務部行政経営課」に改め，同条財務部用地対策課の項第8号中「土地基金及び」を削る。

第13条第1項の表中

福祉部	児童相談所
福祉部障がい福祉課	児童発達支援センター
	明生園
	めいせいデイサポートセンター
福祉部	身体障がい者更生相談所
	知的障がい者更生相談所

を

福祉部障がい福祉課	明生園
	めいせいデイサポートセンター
福祉部	身体障がい者更生相談所
	知的障がい者更生相談所
こども未来部こども家庭課	児童発達支援センター
こども未来部	児童相談所

に改める。

第14条児童相談所の項中「企画指導第1係
 企画指導第2係」を「管理係
 家庭支援

第1係「家庭支援第2係」に改め、同条保健所健康増進課の項を次のように改める。

健康増進課

第15条児童相談所の項及び児童発達支援センターの項を削り、同条知的障がい者更生相談所の項の次に次のように加える。

児童発達支援センター

- (1) 発達に障がいをもつ児童に係る相談、指導及び訓練に関する事項
- (2) 児童相談所、福祉事務所その他の関係機関との連絡に関する事項

児童相談所

- (1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識又は技術を必要とするものに関する事項
- (2) 児童等についての調査並びに医学的判定、心理学的判定及び社会学的判定に関する事項
- (3) 児童の心理学的及び精神医学的治療に関する事項
- (4) 児童等の援助に関する事項
- (5) 児童の措置に関する事項
- (6) 療育手帳の判定に関する事項
- (7) 障害児入所給付費の支給の決定及び入所受給者証の交付に関する事項
- (8) 障害児入所医療費の支給に係る受給者証の交付に関する事項
- (9) 児童相談に関する研究、研修等に関する事項
- (10) 児童相談に関する調査統計に関する事項
- (11) 措置費用の徴収に関する事項
- (12) 児童虐待の対応に関する事項
- (13) 児童の一時保護に関する事項

第15条保健所保健管理課の項第25号を削り、同条保健所健康増進課の項中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、第10号から第17号までを8号ずつ繰り上

げ、同条技術管理センター技術管理課の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 定期監査に関する事項(工事に係るものに限る。)

第17条第2項の表組織の項の次に次のように加える。

観光・国際交流部	国際・広域観光担当部長	国際・広域観光に関する事項
----------	-------------	---------------

第17条第2項の表財務部の項を削る。

第24条第1項中「福祉部保育課」を「こども未来部保育課」に改める。

第32条第1項中「本市」を「部又は局」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定する政策監の事務を統括するため、統括政策監を置くことができる。

第34条第1項の表児童相談所の項を削り、同表児童発達支援センターの項の次に次のように加える。

児童相談所	所長
-------	----

第35条第2項中「児童相談所、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所」を「身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所及び児童相談所」に改め、同条第3項中「、児童相談所」を削り、「知的障がい者更生相談所」の次に「、児童相談所」を加える。

第45条の表部長及び局長の項中「、児童相談所長」を削り、「知的障がい者更生相談所長」の次に「、児童相談所長」を加える。

第46条の表児童相談所の項及び児童発達支援センターの項を削り、同表知的障がい者更生相談所の項の次に次のように加える。

児童発達支援センター	所長	所長補佐	
児童相談所	所長	副所長	
	副所長	所長補佐	

第54条第3項中「教育委員会教職員課」を「教育委員会教育職員課」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条財務部用地対策課の項第 8 号の改正規定は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。